

○三番(原田生也君) 消防団の費用弁償、それから報酬の支払いは別年であり、団長のところへ一括してやるということですが、もう一回質問をいたしますけれども、確かに手数はかかるかもしれませんが、やはり末端の団員のところへいくような方法を考へてやる必要があると思うんです。

これは、ある市では、個人の口座をつくりまして、そこへ市が振り込むという形をとっている市もあるわけです。これは、もちろん消防のことですから、金銭だけの問題ではないし、かなりボラリテイ的なものが含まれておりますので、その点もある程度加味しなければならぬと思います。その点について、やはりはっきりさせておく必要がある。実際に末端の団員の人のところへはいかないんじゃないかと、逆に団員の活動費的な役割りをしようんじやないかという点についてお聞きしておきたい。

○市民部長(生子国利君) 確かに、条例上そういう形になっておりますけれども、直接団員の手元へいってないでいうことではございますが、やはり国の組織的なものでございまして、市の方で支払い方法について、消防からの要請が来た場合においていますので来たと思うんですが、これは、いそれにしても各分団というものでございまして、そういう組織的なものもございまして、その分団の考へ方もあると思います。

したがって、団員そのものと、分団の各幹部との合意に基づいた方法指導も考へられると思います。そういうふうな問題でございしますので、この点につきましては、はっきりと私の方で直接支払うということはいまのところ考へられませんが、さらに、消防団の方にはその旨よく話しまして、そういうふうな御意思をお伝えしたいというふうに考へております。

○三番(原田生也君) 最後にも要望しておきます。

消防団については、いま部長から答弁がございましたが、私があえて希望するものは報酬あるいは又、費用弁償は、条例上団員ということになっておりますので、できるだけ本人に直接支払いできるような方法を検討していただきたい。そして、費用弁償あるいは報酬は、団の運営費用に使われることのないようにしていただきたい。団の運営費等は、今後、別途に計上して、団の運営を円滑に図るべきだと私は思う。その点について、今後十分検討していただくことを要望しておきます。これは消防の関係です。

それから、福生駅周辺に関しては、先ほども申しましたとおり、自転車置き場というものが、自転車置き場がないために、自転車公害というものが現在起きております。ですから、その点を十分検討をして、今後、できるだけそういう問題が起きないような

対策をとるようになっている。現在、西口のように再開発ということになります。さらに金がかかって、なかなかできないという問題も起こってきますので、できるだけ、現在やっている時点で、その旨を検討していただくことを要望しておきます。

それから、行政機構については、もちろんいろんな面で、これは、人員削減ということはないか、あるいは問題だと思えますし、又、全体的にコンピューターを入れたか、ということ、すべてが解決する問題ではないと思います。しかし、今後人口増加に伴うところの職員の増員による人件費というものが財政上問題になってきますので、確かに一時的に合理化するためには、逆に職員がふえる場合だってあると思えます。しかし、やはり将来に向かてはそういう合理化を、逐次進めていかなければ、財政上非常に問題が起きてくるのではないかと、その点を十分検討していただいて、今後の行政に反映させていただく。特に、要望いたしますして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(岩田博君) 次に、一番原 敏子君。

(一番 原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 数点にわたり、一般質問をさせていただきます。

まず、第一番目に、仮称東部学習等使用施設について質問いたします。

仮称東部学習等使用施設は、公民館の分館として開館されると聞いております。四月より開館される予定があります。この開館に、市民はどのように運営され、地域住民がどのように利用できるのかと大きな期待を寄せております。

言うまでもなく、公民館は地域における住民の自由な集まり場、交流の場を兼ね備えた学習と文化の殿堂です。住民全体、市民全体の施設としていろいろな層の人たちや、さまざまな考えや趣味を持った人たちが、たれでも自由に気軽に利用できるように開放されている必要があります。めいめいの気持ちや尊重され、自由に集まったり活動できることが民主主義社会の基本ですから、公民館はそのために魅力的で多角的な施設機能を持たなければならぬものです。

このような公民館活動が、東部学供で実施されることを地域住民は期待しております。東部学供の公民館活動が、どのように計画されているのかお聞きしたいと思っております。

一点目に、いつでもたれでも気軽に本が読めたり、子供たちが夏休みや冬休みなど勉強ができるような学習室が必要ではないかと私は考えますが、どのように考えられているのか質問いたします。

二点目、公民館の分館としての活動を運営していく上での人員の配置の問題を初め、活動内容と公民館機能としての備品の設置はどのようなふうになっているのか、お尋ねいたします。

続きまして、保育行政についてお尋ねいたします。

一点目の障害児保育について、私はこれまで、再三、障害児の保育について、市立や民間保育園を問わず、市としての方針を持ち、制度化をしていくことが非常に大事であると指摘してまいりました。

市長におきましては、五十三年度初めて障害児の保育に対し、障害児加算をつけられました。この施策は、市長みずからも障害児保育が必要な時期にきていると判断されたの施策だと考えます。

五十四年四月より、養護学校の義務化が完全に実施されます。すべての障害児に、その障害と発達に見合った、行き届いた教育によって障害を克服し、基礎的な知識や技術、判断力を身につけさせることは最も重要で、このような前提として、障害児の保育の重要性が大きく問われている時期でもあります。

福生市におきましては、五十三年度障害児加算を付け、一定の前進はしたわけで

すが、五十四年度より、市として方針を定めて、制度化をし、障害児の保育を全国的に実施すべき時期にきているのではないかと考えます。このような施策を障害児を持つ親はもちろん、又、障害児自身にとっても、保育園で保育されることにより、障害が克服できたということが全国で実証されています。市政は、市民全体に行き届いた行政を行うということですから、こういうことから見ても、障害児保育の制度化を行うべきだと私は考えますが、市長の见解をお尋ねしたいと思います。

二点目、保育ママ制度についてお尋ねいたします。

保育ママ制度は、家庭福祉員制度ともいわれ、都の施策として実施されてきました。この制度は、働く婦人が、子供が生まれても安心して働き続けられるように、産休明け生後四十三日目から預けられる制度です。

市内には都の補助を受けている無認可保育所があり、そこでは産休明けまでの保育をしておりますが、数の上では少ないと聞いています。又、無認可保育所だけでなく、保育ママ制度も取り入れて、働く婦人が安心して子供を産めるように充実していくことが、必要ではないかと考えます。市長の见解をお尋ねしたいと思います。

三点目、都立保育園に給食費の補助についてお尋ねします。

市内には、四月より公立・民間保育園合わせて十二園になりました。子供を保育園に入園させるのに当たっては、市民は自宅に近い保育園を希望する方が当然、だと思います。各保育園それぞれ方針を持ち、よりよい保育を目指していると思っております。

又、そのために市としては、民間保育園に対して、振興金の補助金をましたり、給食費の補助金を予算に組んでいるわけですが、給食費につきましては、市内全園の公立・民間保育園の区別なく、保育園に出すべきだと考えます。この補助金については、私共は再三質問してまいりましたか、その後検討されていると思います。五十四年度予算に当たりまして、どのように考えられておられるか質問いたします。

以上の点を私の一般質問といたします。

(市長 石川 常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 原先生の御答弁を申し上げます。

最初が、新しくできます学習等使用施設の利用区分というふうなことでござい
ます。大変に、つくったかいたのある御利用法をいろいろ御認識あそばされていただい
ます。

て、大変に感謝にたえないところでございます。十分に利用できるように、価値が上がる
ように、教育長の方で立案をしております。たぶん御満足がいただいているんじゃないか
と思っておりますけれども、教育長から細かく申し上げます。

それから保育行政でございます。いろいろと三つばかり御要望がございましたが、要
するに、幾らか市でも予算を、予算はやはり全部予算が回ることでございますが、御
承知のように大変乏しい財源の市でございます。すべての行政が財政力に応じた行政をし
ているわけではございません。したがって、本当にこの障害児の方はお気の毒だと思いま
す。しかし、申しわけないんですけれども、他の行政と大体、つり合いのとれたような
行政でいかなくちゃならないと、福祉行政をいっても、やはりある程度ほかの行政とつ
り合いのとれたものでいかなくちゃならないと、私共そういうふうな思っているわけございま
す。東京都がここでもグワシをしてしまったんでございますが、美濃郡都知事の福祉政治も
非常に高く評価されています。私もそう思いますけれども、しかし、やはり財政
を考えた上でやることであってはどうしようもなくなってしまうということではござい
ます。そこには一定の一つの線があると思っております。

東京都のような大きなところでございますれば、国の方へ言って何とかなるかもしれ

ませんけれども、福生市のような小さなところでは、なかなか大きな都市と違ひまして、全然融通もききませんし、上への圧力もきかないわけでございます。東京都が財政的に非常にお困りになって、われわれも補助金が減って困っているわけでございますけれども、そういうふうになってはならないわけでございますので、ほんとに障害見にお気の毒ですし、保育ママも結構でございますし、現任の乏しい財源では、他の行政に見合った程度のことはできないということでございます。もちろんこれは一掃にやりたいわけですが。

それで現在のところ、これはいつも申してることでございますが、いま御承知のように図書館をつくっております。それで本年度は熊川の方へ学校をつくります。あと一つはつくるようになると思います。大体あとは水泳場の更衣室、事務室でございますが、それで一応終わるわけでございます。

松はいつも申し上げておるんですが、一応市民の勉強する場所が終わったならば、それから後はそういうふうに入りましょうということも申し上げておりました。この御要望の保育行政三点につきまして部長の方から御答弁申し上げますけれども、私としては、

は、余り御期待に沿うような御答弁はできないということをお願い申し上げます。でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

教育長(町田倍二君) 板橋東部学児の学習施設設置等、公民館分館としての活用につきましては、おかげさすをもちまして近々完成が迫っております。これはかき上りますと四つ目の地域会館といたしまして充足するわけでございます。

御案内のように今度の東部学児は、主として地域会館の新館としての役割りと、それから公民館の分館としての役割りを合わせて持っておりますので、そういうことで、地域の社会教育の活動の中心といたしまして、又、地域の方々のための各種の集会の場といたしまして、おっと活用していただくわけでございます。

御質問の学習室の関係でございますが、これは現在、二階の集会室の一つを予定してあります。主婦の方々が自主的に気軽に利用できるように、机とか椅子、黒板等は常時設置いたしまして、いろいろな学習とか、あるいは会議、集会がござるように準備をしてある次第でございます。

それから次に、公民館としての使い方を申し上げますが、予定といたしましては、

職員二名を常時配置いたしましたして、本館と連絡調整を図りながら、各種の主催事業、あるいは講演会とか講習会、又は各種の文化教室等の使途計画を立てまして、公民館の分館としての役割りを果たしていきたいと考えてます。

いふれにいたしましたし、新しい施設でございますし、これから地域の方々にいろいろとお世話になるわけでございますので、十分地域の方々とも御相談申し上げます。又、大いに利用していただきまして、市民の文化の普及振興を図っていただきたいと考えております。

○福祉部長（森田 猛君） それでは、私の方から保育行政につきまして補足説明をいたします。

まず、第一番の障害児保育でございますが、障害児を全般的に受け入れてやる制度という御質問でございますが、これを実施するには設備、それから保育等、確保育の問題があるわけでございます。では、それができるかと申し上げますと、現在の保育所の設備等を見ましても、当然、このままでは不安であるということが明らかに言えるわけでございます。

したがって、児童福祉法に定め、いわゆる保育に欠ける場合でございます。

が、これによってわれわれは措置しなければならぬわけでございます。そういう方が現在三名おいて、保育中でございますが、さらに五十四年――来年度でございますが、一名ふえる予定になっております。そうして保育に欠ける者は、とりあえず軽いと申しますか、保育園で見まして保育が一般児と何とかできるという者は各保育園にお願いいたしまして、実施を現在してあるわけでございます。とりあえずしてはその程度で、今後進めていきたいと考えております。

次の保育ママ、これは家庭福祉員制度でございますが、これが現在十三市で実施しておりますが、この十三市の実施している市を見ますと、保育園の施設が足りないところが実施してあるわけでございます。福生の場合でございますが、福生は一般的に保育園の数が、他市から比べて少ないんではないかというふうな感じが持たれておりますのでございますが、これは全く逆でございますして、二十六市中上位にランクされております。

たとへば福生市は、今度一園開園をしまして十二園になるわけでございますが、これら二十六市で保育ママを実施している市を見ますと、八王子なんかの場合でございますけれども、人口が福生の約七倍あるわけでございますして、じゃ保育園が幾つあるかというところと六十一

所でございますして、福生の人口で累計しますと、八十セカ所なければ福生と対等にならないわけでございます。八王子当たりも保育率などは福生よりも低い。又、一番保育所の数の少ないのは町田市でございますして、これは問題にならなければ私データでは少なくなっておりますして、保育所も二十セカ所しかなく、保育率も八%であると、福生市は二〇%を超えております。そういう中と、それから、いわゆる保育ママより上の、無認可保育室、これも福生は二カ所あるわけでございますが、それさえも定数には達しておりません。

そういう中で、又さらに、こういう小さい制度をするということになりますと、せっかく設けても、又、利用者が余りないんじゃないかというふうに考えるので、これからにつきましても時期を見てということでも私も考えております。

それから、次の都立保育園に対する給食費の関係でございますが、保育園は、それ以外の施設において責任を持ちまして、決められたものとしなければならぬというふうになってゐるわけでございますが、民間保育園にありましては、財政等も貧弱でございますので、市の方から若干の補助をいたしてゐるわけでございます。

そういうふうになりますと、市よりも上部団体でございますので、それからにつき

ましては、都の方で責任を持って、基準を下回らないようにするからというふうなことも、私も聞いたわけでございます。財政問題から見まして、市が都の方へ助成をお願いしたいと言っているさなか、逆に都の方へこの分を助成するというのも、筋が通らないんじゃないかというふうな考え方を持っておたわけでございます。

それで、その内容をわれわれが調べて見ましたら、大体、現在国の基準でございますけれども、これは、エネルギーとたん白に分かれるわけでございます。三歳以上を例にとつて見ますと、エネルギーにつきましては一日五百七十七セカロリ、たん白につきましては十八・四グラムでございますが、これらの中で都がどの程度しているか、又、市の保育園がどの程度目標にしているかということでございますが、この目標よりも、都が四十四セカロリ、市が三十三セカロリ、それからたん白につきましては都が三・三グラム、市の方が三・四グラムというふうになっておりまして、市の給食目標よりも都の方が上回っているという結果が来たわけでございます。これは一日だけのあれではなくて、三月平均をとりまして、こういう数字が来たわけでございますので、都立も同じにやっていたかというところで、補助金は出す必要はないというふうに判断されたわけでございますので、私ども安心いたしましたして、よかったというところで補助というものは考えておりません。

○議長(岩田博君) 三時まで休憩いたします。

午後二時五十分 休憩

午後三時

開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番(原敏子君) それでは、自席から再質問させていただきます。

二点目の、東部学供ですけれども、私が主として聞きたいのは、これはまず教育長からの答弁がありましたように、地域会館と公民館の分館として設置し、そのように運営していくのだということですが、私は、この会館そのものが地域会館としてこれから運営していくのか、公民館の分館として運営していくのか、教育長は両方だということ、まず一点聞かせていただきたいと思います。

それと、学習室ですけれども、二階が学習室で使えるようにということが、いま答弁されましたけれども、この施設は、私が最初の質問をしましたように、常時、私が学習室として空いているのかどうか、利用できるようになっているのかどうかということ

をもう一度聞かせていただきたいと思います。それと同時に公民館の分館として活用していくという点で、二名の職員が常駐するということですから、公民館としてどのような施策をやっていくのかという具体的なことを聞かせていただきたいと思えます。

それと障害児保育につきましても、現在、障害児が三名保育園に入園し、措置されているということですが、私も確かに障害児保育が制度的に実施されていくためには、設備の問題や保育士の問題が一番の重点であり、これがなければなかなか障害児保育というのは実施できないというふうに考えています。しかし今のこのような現状の中で、ほぼ施設を改善しなくても入るという障害児も、まだ福生市にはいるんじゃないかと思ふんです。そういう点で、障害児加算を付けられた市長に対して、これをもう一度進めて、障害児が保育園に入るように、ベテランの保育士をそろえるとか、そういう点で心がけていただきたいということ、今後、このような方針を持って進んでいってほしいということも質問したんです。いままでみたという方向で進んでいくんだということですから、いままでは障害児はなかなか入れないというところから言われておりましたけれども、これは、ある程度具体的に障害児が、何と言

うんですか、ふぐういなら保育園に入って保育をせよんだというふうな目安がつけられていたのかどうなのか、これを一点聞かせてください。

それと保育ママ制度ですけれども、いま部長が答弁された中で、いまの無認可保育所が福生市の中に、都の補助的なものが二カ所あるということ、いま余り利用されていないということが言われました。それと同時に、十三市が保育ママ制度を設置しているところ、この保育ママ制度が設置されている市は、保育園の数が少ないから実施されているのだというふうに言われましたけれども、私が言っている保育ママ制度というのは、先ほども強調しましたように、産休明け生後四十三日目から預けられる無認可保育所というふうなものと同じなんです。この点から見ると保育園の数が少ない、多いというよりは余り関係ないんじゃないかと思うんです。というのは、保育園というのは、おおむね生後六ヶ月から保育するということになっておりまして、私は、福生市におきましては、確かに保育園が四月から十二園開園して、ほんとに親も喜んでいると思います。産休明けの保育ができてないという現状は、保育園がそこで一年開園しますけれども、又、同じ状況になっているということ、こういうことを考え合わせても、無認可保育所のいまのシステムですが、もう少し利用者が

が利用しやすいような保育ママ制度を実施された方がいいんじゃないかということ、言っているわけなんですけれども、この点から考えられて、どうなのかということ、もう一度聞かせていただきたいと思います。

それと、都立の給食費の補助ですが、上野団体なので補助は差し控えたということ、とは前回は聞きました。しかし、私はやはり、都の保育園も給食が不十分だから補助を出してほしいということ、を言っているのではないかと、公立、私立、私立の保育園というものは、市民が選んで入れるというものはないと思うんです。私はあの保育園に入りたいからどうしてもあの保育園に入れてくれというふうな、いま保育園を選べるような、まだそれほど保育園がたくさんあるというふうに私は考えてません、そういう中で、市民に対しては、どの保育園に子供を預けても同じような給食の内容や、同じようなよりよい保育が実施されるべきではないのか、という基本点に立って考えたときに、市が都立だから補助を出さないというのは私はおかしいと田村います。

それと同時に、いま部長の説明にありました、三ヶ月平均であつた都の方がいいというのは、これは私はおかしいんじゃないかと思うんです。保育園というのは、都立だからいいとか、民間だから悪いとかいうものがあるはずはないので、ここところが、私はどう考

えても、民間保育に五十三年度の当初予算の中でも、一食につき十九円の補助が充てられているという中で、なぜ補助を受けていない都の方がいかにカリリーに、又は、たん白質の高さも出てくるのかというものがどうも納得できないんですけれども、その点を聞かせていた方がいいと思います。

○教育次長（内田和雄君） 東部学供の件でございますが、ただいま教育長が御答弁申し上げましたが、補正して御答弁申し上げます。

本施設は地域会館としての役割りと、それから公民館分館としての役割りを合わせて持つ施設でございます。どちらがウエートが高いとか、そういうことはございせん。合わせて実施していくということでございます。

それから、やっていくという仕事の内容でございますが、まず奨励、援助等でございますが、これは情報の提供でポスター掲示、提示等がございす。そのほかあと講師、助言者の紹介やあせん、各種相談に応じた助言、それから教材教具資料の提供等を考えているものです。これは映写機、フィルムのあるせん、それから活動資料等の提供をしていくというものでございます。

それから、主催事業としては、リーダー研修会。これは子供リーダー研修

会、それから大人の子供会リーダー研修会等が考えられております。それから、教室としては子供教室、婦人学級、家庭教育学級、文化教育、講座等を考えております。そのほか映画会等を考えております。

又、備品等でございますが、音楽関係では、最近コーラス等が非常に盛んでございますので、ピアノを入れていくということ、それからあと、映写機、印刷機、その他小さいがいはあります。又、これに付属するものは本館の方にもございますので、それらを用いて市民の皆様にご覧に使用していただくというふうなことでございます。

以上簡単でございますが、お答えいたします。

○福祉部長（森田猛君） それでは、私の方から御答弁申し上げます。

障害児保育でございますけど、どの程度というような目安でございますけれども、これは、この一つの例といたしまして、障害児を保育に欠けているというふうなことで、私の方で、この子供さんに保育園に来ていただきまして、保育に見てもらったわけでございますが、一ラウ落とせば何とか保育で済むんではないかというふうな確証があったわけでございます。それで、この子供はらうば一ラウ年齢を落として